

富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下、「規則」という。)第21条の規定により、富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金(以下、「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 富山県知事は、学校に行きづらい児童生徒の学校外の居場所の選択肢を増やし、社会的自立を促進するため、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒が、当該施設にて活動を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、富山県内の小学校・中学校・義務教育学校(以下、学校)に在籍する児童生徒をもち、以下の要件をすべて満たす保護者とする。

- (1) 富山県に住所を有し、原則、当該児童生徒と同居している。
- (2) 当該児童生徒が、事業実施年度において、富山県教育委員会が策定した「民間施設に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に則った施設に通所している。
- (3) 当該児童生徒が在籍する学校において、ガイドラインと文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日付け元文科初第698号文部科学省初等中等教育局長通知)に示す要件を鑑みて、施設での活動を校長が指導要録上「出席扱い」としている。

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の補助対象経費は、当該児童生徒が利用する施設に対して保護者が支払う実費のうち、以下に該当するものとする。

- (1) 施設利用料(授業料)
- (2) 体験活動、社会奉仕活動、交流活動等に係る実費
- (3) 実習費
- (4) その他富山県知事が必要と認める経費

2 補助金の交付額は、児童生徒1人につき月額15,000円を上限として、前項の補助対象経費の総額の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金交付申請書(様式1号)に、次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 施設への通所に対し、地方公共団体から本事業以外の補助金を受けている場合は、その証明書(交付決定通知書や額の確定通知書等、補助額がわかるもの)
- (2) 施設利用確認書(実績報告書)(様式2号)
- (3) 領収書等、施設利用料(授業料)その他支払いを証明するもの

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第6条 補助金の交付決定及び額の確定通知は、フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式3-①号)により行うものとする。

2 不交付決定の場合は、フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金不交付決定通知書(様式3-②号)により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 規則第7条第1項に規定する期日は、前条の規定による通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受ける者は、第4条に規定する経費以外に補助金を使用してはならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場

合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(補助金の支払)

第9条 補助金の支払は、精算払とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月 1日から施行する。
令和7年3月31日一部改正